

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当その日に、
は、
休日は、
がと日
る翌
日の翌
の翌)

目 次

◇規 則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第
四条ただし書の規模を定める規則(管理課)

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則(障害福祉課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に
関する規則の一部を改正する規則(健康対策課)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(経営指導
課)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則(水
産課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県生繭取扱規則等を廃止する規則(農産園芸課)

◇告 示

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の
一部改正(健康対策課)

公布された規則のあらまし

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし
書の規模を定める規則

一 土地を譲渡しようとする場合に届出が必要とされ、また、地方公共団体に土
地を買取ることを申し出ることができる土地の規模を百平方メートル(現行
二百平方メートル)以上とすることとした。
二 この規則は、平成十年五月一日から施行することとした。

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 収入月額申告等

1 県が援護者である入所者は、毎月五日までにその前月分の収入月額を、収
入月額申告書により知事に申告しなければならないこととした。

2 知事は、1の申告が適正に行われなるときは、収入月額について必要な調
査を行うものとした。

二 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

四 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部改正

母子寮を母子生活支援施設に改める等所要の規定の整備を行うこととした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則 の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する
使用料の額を一人一回につき四百四十二円(現行 四百四十円)に引き上げる
こととした。

二 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 融資機関に対して県が上乘せして利子補給を行う資金から、次の資金を除く

こととした。

- 1 農業経営改善計画の認定を受けた者に対して貸し付ける当該農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に必要な資金
 - 2 農機具等を共同利用する団体に対して貸し付ける当該共同利用に必要な資金
- 二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

- 一 境港水産物地方卸売市場の面積を一〇二、八二二平方メートル（現行 一〇七、四八二平方メートル）とすることとした。（第二条関係）
- 二 市場施設のシャワーを利用しようとする者は、使用料を払い込むことにより知事に申し込むこととし、知事は、利用の許可をしたときは、利用券を交付することとした。（第四十四条、様式第十八号関係）
- 三 この規則は、平成十年四月十七日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- 一 教育職員の普通免許状の授与手数料等七十九件について、地方公共団体手数料令の最高限度額の引き上げ額と同額の引き上げを行うこととした。
- 二 理容師又は美容師の免許手数料等九件を廃止することとした。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。ただし、狩猟免許申請手数料等七件については同月十六日から、一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料等四件については同年六月十七日から施行することとした。

規 則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規模を定める規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規定により規則で定める規模は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について百平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成十年五月一日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(徴収する費用の額)

第五条 精神薄弱者福祉法第二十七条の規定により通勤寮の入所者又はその扶養義務者から徴収する費用の額(以下「徴収額」という。)は、別表のとおりとする。

2 知事は、入所者又はその扶養義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の申請又は職権により、徴収額を減額し、又は免除することができる。

一 災害、盗難その他これらに類する理由により徴収額の納入が困難と認められるとき。

二 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。

三 その他知事が特に必要と認めるとき。

3 前項の規定による申請は、徴収額減免申請書(様式第一号)を提出してしなければならない。

(収入月額の申告等)

第六条 県が援護者である入所者は、毎月五日までにその前月分の収入月額を、収入月額申告書(様式第二号)により知事に申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申告が適正に行われなるときは、収入月額について必要な調査を行うものとする。

別表中「使用料の額」を「徴収額」に改める。

別表の次に次の二様式を加える。

様式第一号 (第5条関係)

徴 収 額 減 免 申 請 書

職 氏 名 様

次のとおり徴収額の全部(一部)を負担することができないため、減額等をされるよう、鳥取県立境港通勤寮管理規則第5条第2項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
申 請 者 氏 名

代理人	住 所	
	氏 名	

徴 収 額	円
負担することができない額	円
負担することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担することができない理由	

注1 「代理人」欄は、申請者に代わつてその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
 注2 負担することができない理由を証する書類を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

収 入 月 額 申 告 書

職 氏 名 様

鳥取県立境港通勤寮管理規則第6条第1項の規定により、収入月額について次のとおり申告します。

年 月 日

住 所
申 告 者 氏 名

㊦

代理人	住 所
氏 名	氏 名

㊦

収入月額 (A)		円
(1) 飲 食 物 費		円
(2) 日 用 品 費		円
(3) 勤労に伴う必要経費		円
(4) 社 会 保 険 料		円
(5) 所 得 税		円
(6) 地 方 税		円
(7) 交 通 費		円
計 ((1)～(7)) (B)		円
対象収入額 ((A)-(B))		円

注1 「代理人」欄は、申告者に代わつてその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
 2 収入月額及び必要経費については、その額を確認できる書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部改正)

2 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 精神薄弱者福祉法第二十七条の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収のうち精神薄弱者通勤寮に係るものについては、別に定める。

第三条第一項の表第四号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、同条第二項の表第一号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「四百四十円」を「四百四十二円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削る。

附 則

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一〇七、四八二平方メートル」を「一〇二、八二二平方メートル」に改める。

第四十四条第一項中「者」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、同条第二項中「市場施設利用許可証(様式第十七号)を申請者に」を「第一項に規定する者に対しては市場施設利用許可証(様式第十七号)を、前項に規定する者に対しては利用券(様式第十八号)を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市場施設(シャワーに限る。)を利用しようとする者は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。
様式第十七号の次に次の一様式を加える。

様式第18号(第44条関係)

(表)

No. _____	シャワー利用券	No. _____
シャワー利用券控	年 月 日	
¥ 2 0 0 円	¥ 2 0 0 円	
鳥取県営境港水産物地方卸売市場		

(裏)

<p>1 この券に領収印のないものは、使えません。</p> <p>2 この券が使えるのは、本日だけです。</p> <p>3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</p>
--

附 則

この規則は、平成十年四月十七日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の四及び第三号の五中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同表第三号の六中「千六百円」を「千七百円」に改め、同表第三号の七中「八百円」を「八百七十円」に改め、同表第三号の八中「千円」を「千二百円」に改め、同表第三号の九中「千六百円」を「千七百円」に改め、同表第四号中「十一万円」を「十二万円」に改め、同表第五号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第六号中「三万四千円」を「三万五千円」に改め、同表第七号中「三千九百円」を「四千円」に改め、同表第八号中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同表第九号中「二千三百円」を「二千四百円」に改め、同表第十号中「二千七百円」を「二千八百円」に改め、同表第十一号中「二千四百円」を「二千五百円」に改め、同表第十六号中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第十七号中「二千九百円」を「三千二百円」に改め、同表第十八号中「三千三百円」を「三千六百円」に改め、同表第十九号中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第二十三号中「二千九百円」を「三千二百円」に改め、同表第二十四号中「三千三百円」を「三千六百円」に改め、同表第二十六号の二中「七千二百円」を「七千四百円」

に改め、同表第二十八号及び第二十九号を次のように改める。

二十八及び二十九 削除

別表第三十一号及び第三十一号の二中「二千五百円」を「二千六百円」に改め、同表第三十二号及び第三十三号を次のように改める。

三十二及び三十三 削除

別表第三十四号中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第三十七号中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同表第四十一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、同表第四十二号中「九千四百円」を「九千六百円」に改め、同表第四十三号から第四十五号までの規定中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同表第四十九号、第五十号、第五十一号及び第五十三号中「九千四百円」を「九千六百円」に改め、同表第五十五号中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、同表第五十八号及び第六十号中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同表第六十三号から第六十六号までの規定中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、同表第六十七号から第六十九号までの規定中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同表第七十一号の三中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第七十一号の四中「九千円」を「九千四百円」に改め、同表第七十一号の五中「二千七百円」を「二千八百円」に改め、同表第七十一号の六中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表第七十二号から第七十四号までを次のように改める。

七十二から七十四まで 削除

別表第七十八号及び第七十九号を次のように改める。

七十八 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三

十七号)第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 十三万円

その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 十二万円

七十九 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一

般廃棄物処理施設に係るもの 十二万円

その他の一般廃棄物処理施設に係るもの

十万円

別表第八十号の十三及び第八十号の十四を次のように改める。

八十の十三 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定

する産業廃棄物処理施設に係るもの

十四万円

その他の産業廃棄物処理施設に係るもの

十二万円

八十の十四 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定

する産業廃棄物処理施設に係るもの

十三万円

その他の産業廃棄物処理施設に係るもの

十一万円

別表第九十三号中「四千二百円」を「四千二百円」に改め、同表第九十三号中「三万九千円」

を「三万四千円」に改め、同表第九十四号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同

表第九十八号中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第九十九号中「六千四百円」

を「六千六百円」に改め、同表第一百十号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同

表第一百一十号及び第一百三十三号中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第二百二十

二号及び第二百二十四号中「二万八千円」を「二万九千円」に改め、同表第二百二十六号及

び第二百二十七号中「六千九百円」を「七千円」に改め、同表第二百二十九号、第三百三十

一号及び第三百三十三号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表第三百三十三号の

二中「二千三百円」を「二千四百円」に改め、同表第三百三十三号の三中「三千九百円」

を「四千円」に改め、同表第三百三十四号中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同

表第四百十三号及び第四百十四号を次のように改める。

百四十三及び百四十四 削除

別表第四百四十七号中「雑白痢」を「家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）」に改め、

同表第四百五十五号を次のように改める。

百五十五 小売業登録申請手数料 五千円に販売所の数から一を控除した数を乗じて

得た額に、九千円を加算した額

別表第六百六十四号中「狩猟免許手数料」を「狩猟免許申請手数料」に、「三千五百円」

を「三千九百円」に、「四千八百円」を「五千三百円」に改め、同表第六百六十五号中

「九百三十円」を「千円」に改め、同表第六百六十五号の二中「狩猟免許更新手数料」

を「狩猟免許更新申請手数料」に、「二千六百円」を「二千九百円」に改め、同表第六

百六十五号の三中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表第六百六十五号の四中「九百八

十円」を「千円」に改め、同表第六百六十五号の五中「九百四十円」を「千円」に改め、

同表第六百六十六号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第六百八十七号の四中

「三万二千円」を「三万三千円」に改め、同表第六百八十七号の六中「六百六十円」を

「六百八十円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第六百六十四号から第六百六十六号までの改正規定は同月十六日から、同表第七十八号、第七十九号、第八十号の十三及び第八十号の十四の改正規定は同年六月十七日から施行する。

鳥取県生鹵取扱規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県生鹵取扱規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 鳥取県生鹵取扱規則（昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号）

二 鳥取県蚕糸業法施行細則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十六号）

三 鳥取県桑苗検査規則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十七号）

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成十年四月一日から施行する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「二百九円」を「二百一十一円」に改める。
第二号中「六百四十円」を「六百五十円」に、「六百五十円」を「六百七十円」に改める。